

## 紹介状をお持ちでない方へ 初診時選定療養費について

選定療養費とは、他の保険医療機関からの紹介状（診療情報提供書）が無く、一般病床が200床以上の病院の初診患者さんについて、健康保険法第63条2項に定める自己の選択に係るものとして、別途ご負担いただく療養費のことです。

当院では初診料とは別に選定療養費として1,620円（税込）をご負担いただきます。

ご負担いただく必要のない方は以下のとおりです。

- ① 他医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
- ② 健康診断後に係る診療が同一病院にて開始された場合
- ③ 同一病院で2科以上の傷病にて初診された場合（1回のみご負担いただきます）
- ④ 同一病院で通院中に、他の傷病にて他科を受診された方
- ⑤ 特定の疾患で公費医療負担制度受給者の方
- ⑥ 生活保護法の医療扶助対象の方
- ⑦ 救急車で緊急搬送された方
- ⑧ 夜間、深夜に緊急受診された方